

振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口について

「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）が2008年6月21日に施行されました。

本法律は、被害者救済の観点から、振り込め詐欺等の犯罪行為により金融機関の預金口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金を被害に遭われた方に返還するための手続等について定めたものです。

当金庫では、本法律の施行にあたり、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けさせていただきます。

当金庫は、今後とも振り込め詐欺等の被害発生防止ならびに被害者救済に取り組んでまいります。

<振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口>

受付先：お客様相談デスク

電話番号：0120-86-6956

受付時間：平日 AM9:00～PM5:00

[振り込め詐欺救済法Q&Aはこちら](#)
[預金保険機構のホームページはこちら](#)

以上

振り込め詐欺救済法 Q & A

No	Question	Answer
1	振り込め詐欺救済法とはどのような法律ですか？	正式名称は「犯罪利用預金口座に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といい、2007年12月に成立、2008年6月に施行されました。この法律では、不正に使われている口座をすみやかに凍結して被害の拡大を防止し、その凍結した口座に残っている資金を被害に遭われた方へ「分配するルール」と「返還手続」を定めた法律です。
2	どのような被害が振り込め詐欺救済法の対象となりますか？	振り込め詐欺（オレオレ詐欺・融資保証金詐欺・架空請求詐欺・還付金等詐欺）の被害に遭い、金融機関の口座に振り込みを行った場合がこの法律の対象となります。
3	被害者全員に資金が返ってくるのですか？	この法律は、あくまで金融機関が口座を凍結して資金が残った場合の、資金を「分配するルール」と「返還手続」を定めたものです。 このため、凍結した口座に残っている資金の額に応じて、お気の毒ですが被害額の一部の返還、もしくはまったく返還されない場合もあります。
4	資金が返ってくるのはいつ頃からですか？	当該口座の【債権消滅手続】を開始する公告がされてから、約6ヵ月後に資金が返還されます。例えば、本年9月に債権消滅手続を開始した口座の場合で資金が返還されるのは、来年の3月頃になります。
5	申請はいつ行えばいいですか？	【債権の消滅】の公告がなされ、口座名義人の権利が失われると分配公告がされます。分配公告をご確認いただき、支払申請期間終了日までに申請することとなります。なお【債権の消滅】公告が掲載された時点からの申請もできます。
6	申請が遅れた場合はどうすればいいですか？	この法律では、申請期限を過ぎて事後に資金返還を受けることはできないものと定められていますので、必ず申請期間中にご申請ください。
7	資金を「分配するルール」はどうなっていますか？	1,000円以上の資金が残っている口座について、資金の返還を申請された方々の振込額に応じて、ご返還させていただきます。（1,000円未満の資金しか残っていない口座については、お気の毒ですが、被害に遭われた方への返還は行われません。） 例えば、口座に残った資金が10万円で、Aさんは10万円、Bさんは40万円、Cさんは50万円振り込まれ、AさんとBさんのみが資金返還を申請されると、Aさんに2万円、Bさんに8万円が返還され、Cさんには返還されないこととなります。

8	なぜ振り込んだ口座の資金が1,000円未満の場合は返還の対象とならないのですか？	法律で定められておりますので、何卒ご理解ください。
9	どこへ返還の申請をすればいいですか？	原則として、振込先の金融機関に申請していただくこととなります。 振込元の金融機関を経由して申請していただくこともできます。
10	近くに中央労働金庫の支店が無いのですが、どうすればいいですか？	当金庫の振込先支店にお電話にてご連絡をお願いします。郵送でのお手続きをご案内いたします。
N o	Q u e s t i o n	A n s w e r
11	預金保険機構の公告をインターネットで見られないのですがどうしたらいいのですか？	当金庫の振込先支店へご一報いただければ、振込内容をお伺いし、公告されているかどうかを確認いたします。
12	手続にはどのような書類が必要ですか？	所定の「被害回復分配金支払申請書」を提出していただくとともに、 ①本人確認の書類（運転免許証・健康保険証、住民基本台帳カード・パスポート・外国人登録証明書など）のコピー ②振込の明細票もしくは領収書（振込をしたことがわかる書類）のコピーおよび被害の状況がわかるもの（架空請求のハガキなど）のコピーなどを添付いただくこととなっています。 申請書は、当金庫に被害のお申出をいただければ郵送させていただきます。または預金保険機構のホームページからも入手していただけます。
13	振込の明細票や領収書がないのですが。	当金庫の振込先支店にご一報ください。お振込内容の確認をさせていただきます。
14	代理の者に申請させてもいいのですか？	代理人の方からも申請をしていただけますが、代理権限の確認が必要となります。まずご本人様から当金庫の振込先支店へご一報ください。
15	返還される資金はどのように受け取るのですか？	「被害回復分配金支払申請書」に予めご記入いただきました預金口座へお振込致します。その際、振込手数料は頂戴いたしません。
16	振り込め詐欺に遭ったと気が付いた場合は、どうすればいいのですか？	至急、警察と振込先の金融機関にご連絡いただき、振込先口座の凍結を依頼して下さい。当金庫が振込先である場合は、振込先支店へご連絡をお願いいたします。